

## 『MJS かんたん！給与』をご利用のお客様へ 定額減税に関する明細書記載義務化についてのご案内

日頃より『MJS かんたん！給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

2024年（令和6年）6月より実施される所得税の定額減税について、『MJS かんたん！給与』における明細書への定額減税額明記に関するご案内をいたします。

### 1. 給与・賞与明細書への定額減税額明記について

2024年（令和6年）6月から開始される定額減税について、5月21日の林官房長官の記者会見にて、給与・賞与明細書に減税額を明記するように求める方針を決定した旨の説明がありました。

（実際の改正は、6月1日施行の関係省令で行います。）

これは、令和6年2月5日付けで国税庁のサイトに掲載された「令和6年分所得税の定額減税Q&A」にて、以下のようにすでに公表されている内容です。

【国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係）】

<[0024001-021.pdf \(nta.go.jp\)](#)>

#### 10-8 給与支払明細書への記載事項

問	月次減税額の控除を行う際に交付する給与支払明細書には、どのような事項を記載しますか。
回答	給与支払明細書には、実際に控除した月次減税額の金額を「定額減税額（所得税）×××円」、「定額減税×××円」などと、適宜の箇所に記載していただくこととなります。

『MJS かんたん！給与』は、5月23日に「令和6年分月次減税対応（減税計算対応）」のリリースを行い、明細書への定額減税額等の出力にも対応済みです。

次のとおり、改めて明細書の対応内容をご案内いたします。

【給与明細書：罫線付明細書(MK0601形式)】

令和6年7月分給与 明細書		月次減税額 30,000円 定額減税額 11,610円 減税残額 7,210円	
株式会社ミロク商事		今月の勤務お疲れ様でした。	
氏名	〇〇太郎	月次減税額 30,000円 定額減税額 11,610円 減税残額 7,210円	
所属			
コード	300000001		
		支給日	R6年7月20日 受領印
勤 意	支 給	控 除	そ の 他
当月所定日数 20,000	基本給 400,000	健康保険料 20,459	
出勤日数 0,000	家族手当 0	基本保険料 13,448	
欠勤日数 0,000	住宅手当 0	特定保険料 7,011	
有給日数 0,000	役員報酬 0	厚生年金保険 37,515	
当月所定時間 160:00	欠勤控除 0	雇用保険料 1,230	
労働時間 0:00	課税昇給差額 0	所得税 0	
有給残日数 0,000	非課税昇給差額 0	住民税 0	
有給付与日数 0,000	非課税通勤費 10,000		
	課税通勤費 0		
	合 計 410,000	合 計 59,204	
			差引支給額 350,796
			振込支給額
			振込支給1 350,796
			振込支給2 0
			振込支給3 0
			合 計 350,796
			現金支給額 0
			現物支給額 0

※定額減税額等の金額は、明細書の種類によって出力場所は異なります。

※「定額減税額」および「減税残額」が0円になった場合、文言への減税金額の出力は行われなくなります。

※『Edge Tracker 給与明細参照』は『MJS かんたん！給与』から減税金額が、明細書文言として連動されますので、自動出力されます。

以上